講習の種別		料金
（略）	（略）	（略）
海技免状更新講習	上級航海更新講習、航海更新講習、上級機関更新講習、機関更新講習、通信更新講習	四千四百円
漁ろう操船講習		二千九百円
（略）	（略）	（略）
特定小型漁船講習	学科講習	五万三千円
	実技講習	十二万一千円
（略）	（略）	（略）

（外国船舶の監督）

第百四十六条　法第二十九条の三第一項の国土交通省令で定める船舶は、船員条約第三条(a)、(c)及び(d)に掲げる船舶以外の船舶とする。

別表第二の三（第四条第三項関係）

海技士（航海）

船舶	乗船期間の履歴	船舶職員の職
特定漁船	一年（六月以上の船長又は航海士として5トン以上の漁ろうに従事した船舶に乗り組んだ期間を含むものであること。）	船長以外の職

別表第二の四（第四条の六関係）

別表第八の二（第七十条の四関係）

施設及び設備	条件
一　（略）	一　（略）
二　実習用小型漁船（特定小型漁船に限る。）	二　過去二年間に登録特定小型漁船講習事務に関し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。
三～十五　（略）	三　一級小型船舶操縦士の資格についての免許（技能限定及び特定小型漁船能力限定がされていないものに限る。）を有する者であつて三月以上小型船舶操縦者として特定小型漁船に乗船した経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。

講習の種別		料金
（略）	（略）	（略）
海技免状更新講習	上級航海更新講習、航海更新講習、上級機関更新講習、機関更新講習、通信更新講習	四千四百円
（略）	（略）	（略）
特定漁船講習	学科講習	五万三千円
	実技講習	十二万一千円
（略）	（略）	（略）

（外国船舶の監督）

第百四十六条　法第二十九条の三第一項の国土交通省令で定める船舶は、条約第三条(a)から(d)までに掲げる船舶以外の船舶とする。

（新設）

別表第二の三（第四条の六関係）

別表第八の二（第七十条の四関係）

施設及び設備	条件
一　（略）	一　（略）
二　実習用小型漁船（特定漁船に限る。）	二　過去二年間に登録特定漁船講習事務に関し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。
三～十五　（略）	三　一級小型船舶操縦士の資格についての免許（技能限定及び特定漁船能力限定がされていないものに限る。）を有する者であつて三月以上小型船舶操縦者として特定漁船に乗船した経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。